

集金業務（金融部門）の取り扱いについて

集金業務（金融部門）につきましては、組合員・利用者の皆さまの財産をより厳格にお守りすること及び手続きの利便性を向上させる観点から、県内各金融機関においても店舗外における現金によるお取引については、極小化または廃止している状況下にあります。

つきましては、当組合においても、「定期積金」に関して、ご新規・ご継続での契約は、口座振替による対応とさせていただきます。

なお、定期積金につきましては、現在のご契約分については満期まで集金対応させていただきます。ご自宅などを訪問し、現金・通帳などをお預かりする際の取り扱いにつきましては、以下のとおりとさせていただきます。

現金・通帳などをお預かりする際の取り扱いについて

1. 当JAの職員が携帯用端末機（タブレット端末）を使って授受を行います。
（電波状況等によっては、携帯用端末機を使用する代わりに、所定の受取書を使用する場合があります）

お客様から現金・通帳などをお預かりする際には、今年度より携帯用端末機を使用して、現物の授受を行っております。

お預かりする際は、携帯用端末機の画面に職員が入力したお取引内容を、お客様にご確認いただき、携帯用端末機の画面にサインしていただく方法または携帯プリンタから出力した所定の用紙（受取書・預り証（※）など）をお客様にお渡しする方法により、授受を行います。

※通帳や証書など返却物がある際は、預り証と引き換えにお渡しさせていただきますので、大切に保管してください。

2. 普通貯金の現金払い出しや口座解約は、原則として窓口のみの受付とさせていただきます。

普通貯金の現金払い出しや口座の解約につきましては、窓口のみの受付とさせていただきます。

ただし、JAで年金を受け取られ、かつ交通事情や身体的事由により窓口での払い出しが困難な方につきましては、現金を定期的に持参する「年金宅配サービス」を実施させていただきます。

組合員・利用者のみなさまにはご不便ご面倒をおかけしますが、何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。